

令和8年度第1回横浜市福祉有償移動サービス運営協議会

日時 令和8年6月8日(月) 13:30~15:30

場所 横浜市役所 18階会議室(みなと1・2・3)

次 第

1 開会

2 委員紹介

【資料1】

3 会長及び職務代理者の選出(横浜市福祉有償移動サービス運営協議会運営要綱)

【資料2】

4 横浜市福祉有償移動サービス運営協議会の位置づけについて

【資料3】

5 協議事項

(1) 道路運送法第79条登録団体の運賃変更に係る協議(3団体)

【資料4-1~4-3、資料4の別紙】

(2) 道路運送法第79条登録団体の更新登録申請に係る協議(7団体)

【資料5、資料6、資料7-1~7-7】

6 報告事項

(1) 道路運送法第79条登録団体の変更報告

【資料8】

(2) 行政処分等に係る通知の報告(2団体)

【資料9、資料10】

(3) 事故報告および登録団体への共有について(1団体) 【資料11、資料11(別紙)】

(4) 福祉有償移動サービスにおける安全確保の確認について

【資料12】

次回、令和8年度第2回横浜市福祉有償移動サービス運営協議会は、令和9年1月頃開催を予定しております。

横浜市福祉有償移動サービス運営協議会 委員名簿

【資料1】

任期：令和8年4月1日から令和10年3月31日

	選出分野	団体等	氏名（敬称略）
1	横浜市健康福祉局の職員	地域福祉保健部長	高木 美岐
2	一般旅客自動車運送事業者及びその組織する団体	神奈川県個人タクシー協会 会長	門谷 真人
3		一般社団法人神奈川県タクシー協会 常任理事	藤井 嘉一郎
4		介護者サポート「ほっと青葉」代表	梅原 由美子
5	住民又は旅客	特定非営利活動法人神奈川県難病団体連絡協議会	矢村 正義
6		横浜市心身障害児者を守る会連盟 幹事	岡田 江里子
7		公益社団法人横浜市身体障害者団体連合会	小高 譲治
8		特定非営利活動法人横浜市精神障害者家族連合会 副理事長	倉澤 政江
9	国土交通省地方運輸支局の職員	国土交通省関東運輸局神奈川運輸支局 首席運輸企画専門官	春原 和洋
10	一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体	全神奈川ハイタク労働組合連絡会議 議長	水野 潔
11	市内において、現に福祉有償運送を行っている特定非営利活動法人等	特定非営利活動法人横浜移動サービス協議会 副理事長	山野上 啓子
12	学識経験のある者	学校法人愛知東邦大学人間健康学部	西尾 敦史
13	地域のケアマネジャーや保健師等の有資格者	一般社団法人横浜市介護支援専門員協議会 副理事	高部 篤史
14	ボランティア団体に所属する者	特定非営利活動法人市民セクターよこはま 理事長	服部 一弘

【資料 2】

横浜市福祉有償移動サービス運営協議会運営要綱

制 定 平成 16 年 11 月 11 日 福高在第 262 号（副市長決裁）

改 正 令和 2 年 4 月 1 日 健福第 158 号（局長決裁）

（目的）

第 1 条 特定非営利活動法人（特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）第 10 条第 1 項の規定による設立の認証を受けたものをいう。以下「NPO」という。）等が道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号）（以下「法」という。）第 79 条に基づく登録（法第 79 条の 6 第 1 項の規定に基づく有効期間の更新の登録及び法第 79 条の 7 第 1 項の規定に基づく変更登録を含む。以下同じ。）を経て行う福祉有償運送（以下「福祉有償移動サービス」という。）について、その必要性並びに適正な実施等について協議することを目的とした横浜市福祉有償移動サービス運営協議会（以下「協議会」という。）の運営その他必要な事項について定めるものとする。

（協議事項）

第 2 条 協議会は、次の事項について協議する。

- （1）NPO等が実施する福祉有償移動サービスの必要性について
- （2）NPO等が実施する福祉有償移動サービスの適正実施について
- （3）NPO等が法第 79 条に基づく登録を申請する場合における旅客から収受する対価について
- （4）法第 79 条の 12 第 1 項第 4 号の規定による合意の解除について
- （5）その他会長が必要と認めることについて

（組織）

第 3 条 協議会は、委員 20 人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者に健康福祉局長が就任を依頼する。

- （1）横浜市健康福祉局の職員
- （2）一般旅客自動車運送事業者及びその組織する団体
- （3）住民又は旅客
- （4）国土交通省地方運輸支局の職員
- （5）一般旅客自動車運送事業者の運転者が組織する団体
- （6）市内において、現に福祉有償運送を行っている特定非営利活動法人等
- （7）学識経験のある者
- （8）地域のケアマネジャーや保健師等の有資格者
- （9）市民活動支援団体に所属する者

（任期）

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任

期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長)

第5条 協議会に会長1名を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故があるときまたは会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会は、次の各号の事由に該当する場合に会長が招集する。

(1) 法第79条に基づく登録の申請が予定される時。

(2) 重大事故等、福祉有償移動サービス事業実施上の問題が発生したとき。

(3) その他会長が必要と認めるとき。

2 協議会の会議は、委員の半数以上の出席がなければこれを開くことができない。

3 会議の協議事項は、出席委員の合議によりこれを決することを原則とする。

なお、協議が整わないときは、委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。この場合において、第3条第2項第6号に該当する委員は、自らが行う福祉有償移動サービスの可否の議決には加わることはできない。

4 やむを得ない理由のため会議に出席できない委員は、同一の団体又は機関に所属する者を代理人として出席させ、会議及び表決を委任することができる。ただし、会長、第5条第3項に該当する委員を除く。

5 会長は、協議会の運営上必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(会議の公開)

第7条 会議は、原則として公開とする。

(書面の郵送による議決)

第8条 会長は、法第79条の6第1項に定める有効期間の更新の登録に係るとき、または、協議会の運営上必要があると認めるときは、協議会の開催に代えて書面の郵送により意見の聴取を行い、協議を調えることができる。この場合においては、全ての委員からの意見聴取及び賛否の意向の確認を行うものとし、議事概要を作成して公表する。

(庶務)

第9条 協議会の庶務は、健康福祉局地域福祉保健部福祉保健課が処理する。

(連絡・相談窓口)

第10条 福祉有償移動サービスに関する相談、苦情、その他に対応するため、健康福祉局地域福祉保健部福祉保健課を連絡・相談窓口とする。

(守秘義務)

第11条 協議会の委員は、個人情報その他業務上知りえた秘密を他に漏らしてはならな

い。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成16年11月11日から施行する。
- 2 この要綱の施行後最初に委嘱された委員の任期は、第4条第1項の規定にかかわらず平成18年3月31日までとする。
- 3 この要綱の施行後最初の協議会は、市長が招集する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成18年11月29日から施行する。
- 2 この要綱の改正より、新たに増員された委員の任期は、第4条第1項の規定にかかわらず平成20年6月19日とする。

附 則

- 1 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の改正により、就任を依頼された委員の任期は、第4条第1項の規定にかかわらず平成26年3月31日までとする。
- 3 この要綱の施行後最初の協議会は、健康福祉局長が招集する。

附 則

この要綱は、平成25年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

横浜市福祉有償移動サービス運営協議会の位置づけについて

【資料3】

～R5年度

R6年度～

平成20年設置

横浜市交通政策推進協議会

都市整備局
が運営

- ・ 交通政策の理念と目標を共有
- ・ 交通施策のあり方・方向性の意見交換
- ・ 横浜都市交通計画の作成・実施

MM推進部会

モビリティマネジメント

地域交通部会

公共交通・福祉交通のあり方

バス交通部会

路線バスの維持・活性化
に関する共有・意見交換

鉄道部会

鉄道事業者との調整・意見交換

協議の場を移行

地域
交通法

横浜市地域公共交通活性化協議会（親会）

- ・ 交通政策の理念と目標を共有
- ・ 交通施策のあり方・方向性の意見交換
- ・ 都市交通計画及び地域公共交通計画の作成・実施にかかる意見交換
→ 施策実施状況、指標モニタリング（R7年度～予定）

道路
運送法

地域公共交通会議

- ・ 地域交通の実務的内容の協議
(運行計画案・運行実績等)
- ・ 連節バス導入に関する走行環境整備事業等

運賃協議会

バス交通部会

路線バスの維持・活性化に関する共有・意見交換

鉄道部会

鉄道事業者との調整・意見交換

部会

一体化

道路
運送法

福祉有償移動サービス運営協議会

- ・ 福祉有償運送の実務的内容の協議

平成19年設置

横浜市地域公共交通会議

都市整備局
が運営

- ・ 地域交通の実務的内容の協議（運行計画案、運行実績等）

令和3年設置

横浜市バスネットワーク会議

都市整備局
が運営

- ・ 連節バス導入に関する走行環境整備事業等

平成16年設置

横浜市福祉有償移動サービス運営協議会

- ・ 福祉有償運送の実務的内容の協議

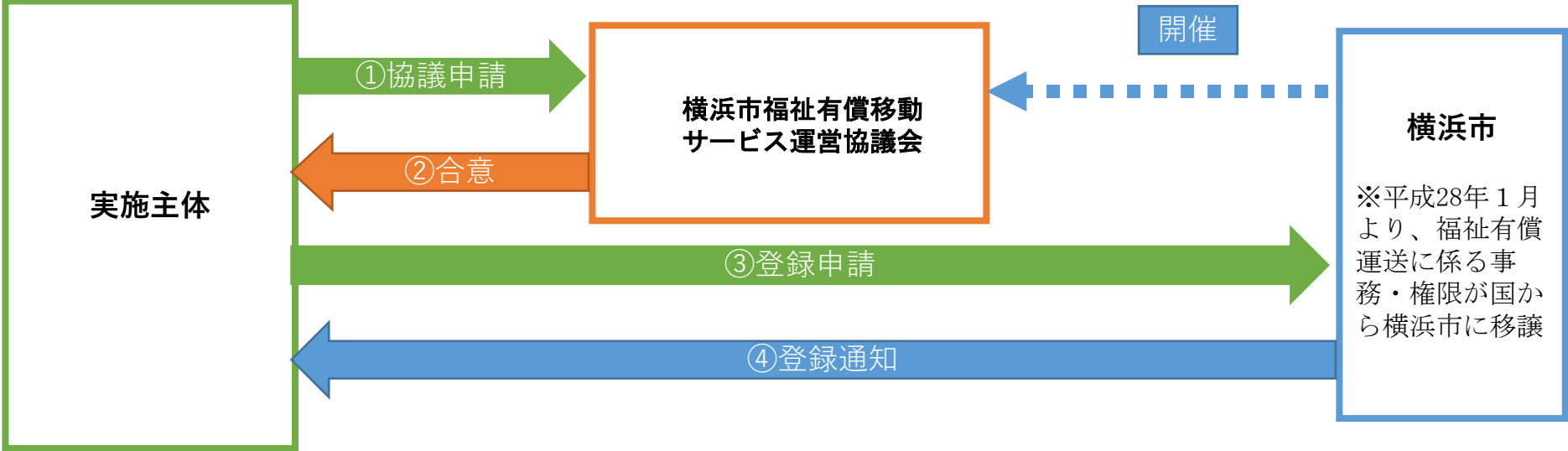
健康福祉局
が運営

道路
運送法

道路
運送法

横浜市の福祉有償運送

福祉有償運送とは、NPO法人等又は市町村が、他人の介助によらず移動することが困難と認められ、かつ、単独でタクシーその他の公共交通機関を利用することが困難な身体障害者等（当該NPO法人等又は市町村に利用登録した者）に対して、乗車定員11人未満の自家用自動車を使用して、原則としてドア・ツー・ドアの個別輸送を行うものです。



協議の種類	①新規登録申請、②更新登録申請、③変更登録申請（料金変更、運送の区域の拡大、旅客の範囲の拡大）
実施主体	福祉有償運送の実施主体として登録できるのは、特定非営利活動（NPO）法人、一般社団法人、一般財団法人、認可地縁団体、農業協同組合、消費生活協同組合、医療法人、社会福祉法人、商工会議所、商工会、労働者協同組合、営利を目的とした法人格を有しない社団（自治会、町内会等）のいずれかの団体または市町村です。
利用対象者	<p>単独でタクシー等の公共交通機関を利用することが困難であり、かつ、下記に該当する方</p> <p>イ：身体障害者　ロ：精神障害者　ハ：知的障害者 ニ：要介護認定を受けている者　ホ：要支援認定を受けている者 ヘ：介護チェックリスト（省令に規定）に該当する者　ト：その他の障害を有する者</p> <p>予め利用登録されている者及びその付添人です。 （地域住民、又は観光客を含む来訪者）</p>
運賃	<p>【運送の対価】 旅客の運送に要する燃料費等を勘案して実費の範囲（当該地域に適用されるタクシー運賃の約8割であること）＋【運送の対価以外の対価】 介助料、添乗料など運送と連続（又は一体）して提供される役務の提供に要する費用（実費の範囲内）</p>

【資料4-1】

横浜市福祉有償移動サービス運賃の変更に係る協議

法人名称	一般社団法人横浜市青葉区医師会
変更事項	運送の対価
提出日	令和8年4月21日
変更予定日	協議が調い次第

		新	旧
運送の対価		初乗り1kmまで400円 以降、370円/km	初乗り2kmまで440円 以降、210円/加算
運送の対価以外の対価	迎車料	300円	
	待機料	500円/30分	
	介助料	1,000円	
	添乗・付添料	看護師:1,100円/30分 介護職員:675円/30分	
	その他		

【資料4-2】

横浜市福祉有償移動サービス運賃の変更に係る協議

法人名称	特定非営利活動法人つばさ福祉の会
変更事項	その他
提出日	令和8年4月21日
変更予定日	協議が調い次第

		新	旧
運送の対価		初乗り2kmまで400円 以降、200円/km加算	
運送の対価以外の対価	迎車料	300円	
	待機料	300円/15分	
	介助料	【介護保険や障害福祉サービス等適用時】法定の自己負担割合分 【実費の場合】 車両の乗降介助のみ：500円 車いすでの介助：1,000円 2人以上での対応の場合：人数×乗降介助料 【時間外割増】 時間外（8時～18時以外）、 土日祝祭日、年末年始（12/29～1/4）：25%割増	
	添乗・付添料	600円/15分	
	その他	車いす貸出料：350円 削除(リクライニング車いす貸出料)	車いす貸出料：350円/1日 リクライニング車いす：750円/1日

【資料4-3】

横浜市福祉有償移動サービス運賃の変更に係る協議

法人名称	特定非営利活動法人クレイン
変更事項	運送の対価、迎車料
提出日	令和8年4月22日
変更予定日	協議が調い次第

		新	旧
運送の対価		初乗り2kmまで300円 以降、150円/km加算	初乗り2kmまで250円 以降、130円/km加算
運送の対価以外の対価	迎車料	300円	250円
	待機料		
	介助料	【介護保険適用時】法定の自己負担割合分 【実費の場合】介護報酬の10割	
	添乗・付添料		
	その他		

別紙

「運送の対価」について

令和8年3月16日(月)より京浜地区のタクシー運賃が改定されました。

タクシー運賃	<p>【距離制】 初乗り1kmまで 500円</p> <p>214mごと 100円加算 (1km=467.28円)</p> <p>【時間制】 初乗り1時間まで 6,050円 30分ごと 2,730円</p>
8割の対価	<p>【距離制】 初乗り1kmまで 400円 初乗り2kmまで 773.824円(端数切捨て:773円) (初乗り1kmまで:400円+加算分:373.824円/km)</p> <p>以降、1kmごとに373.824円加算(端数切捨て:373円)</p> <p>【時間制】 初乗り1時間まで 4,840円 30分ごと 2,184円</p>

【例】5km利用した運送した場合の「運送の対価」

タクシー運賃	2,368円 【500円(初乗り1kmまで500円+ 1,868円(100円/214m:約467円/km × 4km)】
8割の対価	1,892円【400円(初乗り1km:400円)+1,492円(373/km × 4km)】

79条登録団体の登録期限一覧

月	日	法人名
8月	16日	特定非営利活動法人 ワーカーズわくわく
9月	3日	特定非営利活動法人 つばさ福祉の会
	7日	特定非営利活動法人 クレイン
	7日	特定非営利活動法人 ピーグリーン
	21日	特定非営利活動法人 あやめ会
	29日	特定非営利活動法人ふれあい友の会
11月	17日	特定非営利活動法人 せや

令和8年度第1回横浜市福祉有償移動サービス運営協議会 登録申請団体一覧

【資料6】

		1	2	3	4	5	6	7
法人名称		特定非営利活動法人ワーカーズわくわく	特定非営利活動法人つばさ福祉の会	特定非営利活動法人ビーグリーン	特定非営利活動法人クレイン	特定非営利活動法人あやめ会	特定非営利活動法人ふれあい友の会	特定非営利活動法人せや
介護保険法事業所指定		有	有	有	有	無	無	無
障害者総合支援法事業所指定		有	有	無	有	無	無	無
その他の運送区域		無	無	無	無	無	川崎市	無
使用車両数(台数)		10	2	5	4	8	4	11
内訳	所有	10	1	3	3	0	4	1
	持込み	0	1	2	1	8	0	10
運転者(人)		12	6	5	4	8	10	10
対象者(人)		13	3	129	30	96	431	315
※旅客の範囲	イ	○	○	○	○	○	○	○
	ロ	○	○	○	○	○	○	○
	ハ	○	○	○	○	○	○	○
	ニ	○	○	○	○	○	○	○
	ホ	○	○	○	○	○	○	○
	ヘ	○	○	○	○	○	○	○
	ト	○	○	○	○	○	○	○
会費		入会金:2,000円 年会費:3,000円		入会金:1,200円		年会費:1,000円	賛助会費(年):500円/1口	年会費:3,000円
運送の対価		100円/km	初乗り2kmまで400円 以降、200円/km加算	初乗り2kmまで400円 以降、250円/km加算	初乗り2kmまで300円 以降、150円/km加算	180円/km	初乗り30分まで500円 以降、200円/10分	初乗り2kmまで、400円 以降、200円/km加算
【参考:タクシー料金】		【普通車距離制運賃】初乗1kmまで500円、100円/214m 【普通車時間制運賃】初乗6,050円/1時間、加算 2,730円/30分						
対価(料金)	迎車料	100円	300円	350円	300円		120円	保管場所から乗車地まで 5km未満まで:300円 5km以上:500円
	待機料	平日(8時~18時):900円/30分 土曜(8時~12時):900円/30分 時間外及び日・祝日:1,150円/30分	300円/15分	800円/30分		最初の5分まで無料 5分を超え15分まで180円。 以降、180円/15分加算		200円/15分
	介助料	【障害者総合支援の事業の場合】 介護保険自己負担分 【実費の場合】 平日(8時~18時):900円/30分 土曜(8時~12時):900円/30分 時間外及び日・祝日:1,150円/30分	【介護保険・障害福祉サービス適用時】 法定の自己負担割合分 【上記以外の場合】 車両の乗降介助のみ:500円 車いすでの介助:1,000円 2人以上での対応の場合: 人数×乗降介助料 【時間外割増】 時間外(8時~18時以外)、土日祝祭日、 年末年始(12/29~1/4):25%割増	【介護保険適用時】 法定の自己負担割合分 【実費】760円	【介護保険適用時】自己負担割合分 【介護保険適用外の場合】介護報酬の10割			500円/片道
	添乗・付添料		600円/15分	【介護保険適用時】 法定の自己負担割合分 【実費】1,000円/30分				500円/30分
	その他の料金		車いす貸出料:350円/1日	福祉車両設備利用料:500円/回			福祉車両設備使用料:200円	福祉車両設備利用料:500円/片道 車いす貸出料(レンタル料):500円/日 キャンセル料(当日出庫後の場合):700円/1回
【標準的利用例】		5km離れた病院へ平日の昼間に乗降介助を行い送迎した場合(片道)						
【運送の対価】		500円【100円/km×5km】	1,000円【400円(初乗り2km)+600円(200円/km×3km)】	1,150円【400円(初乗り2km)+750円(250円/km×3km)】	750円【300円(初乗り2km)+450円(150円×3km)】	900円【180円/km×5km】	500円【500円(初乗30分まで)】	1,000円【400円(初乗2km)+600円(200円/km×3km)】
【参考:タクシー料金】		2,368円【500円(初乗1kmまで500円)+1,868円(100円/214m:約467円/km×4km)】						
【運送の対価以外の対価】		迎車料:100円 介助料:900円	迎車料:300円 介助料:500円	迎車料:350円 介助料:760円	迎車料:300円 介助料:1,078円	迎車料:無 介助料:無	迎車料:120円 介助料:無	迎車料:300円 (保管場所から5km未満) 介助料:500円
【総合計】		1,500円	1,800円	2,260円	2,128円	900円	620円	1,800円

※旅客の範囲:イ身体障害者福祉法第4条に規定する身体障害者/ロ精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第5条に規定する精神障害者/ハ障害者の雇用の促進等に関する法律第2条第4号に規定する知的障害者/ニ介護保険法第19条第1項に規定する要介護認定を受けている者/ホ介護保険法第19条第2項に規定する要支援認定を受けている者/ヘ介護保険法施行規則第140条の62の4第2号の基準(基本チェックリスト)に該当する者/トその他肢体不自由、内部障害、知的障害、精神障害その他の障害を有する者

法人名称	特定非営利活動法人ワーカーズわくわく		
法人種別	特定非営利活動(NPO)法人		
	【法人代表者氏名】	飯塚 陵子	【法人所在地】
	【法人設立年月日】	平成13年 11月 22日	横浜市瀬谷区南台一丁目17番地3
事業等	※履歴事項全部証明書より 目的及び事業 目的 本会は、「誰でもが安心して普通に暮らせる町づくり」をめざし、地域の人々に対して「共感」を大切にし、介護及び福祉に関する活動や子育てを支援する活動を行い、お互いに支え合い助け合う豊かな地域社会の構築と、地域福祉の増進に寄与することを目的とする。 上記の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。 (1)保健、医療又は福祉の増進を図る活動 事業 本会は、上記の目的を実現するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。 (1)介護、介助、家事援助、保育、有償移送サービスなどの在宅福祉サービス事業 (2)介護保険法に基づく居宅介護支援事業 (3)介護保険法に基づく居宅サービス事業 (4)介護保険法に基づく介護予防サービス又は第1号事業 (5)介護保険法に基づく地域密着型介護サービス事業 (6)障害者の日常生活および社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業および地域生活支援事業および相談支援事業 (7)児童福祉法に基づく障害児通所支援事業および指定障害児相談支援事業 (8)地域の児童、家庭を支援する事業 (9)地域の交流を活性化する事業 (10)その他、本会の目的を達成するために必要な事業		
事業所所在地	※法人に同じ	介護保険法事業所指定	有 障害者総合支援法事業所指定 有
運送の区域	横浜市		
使用車両 10台	所有車両		持ち込み(貸借)車両
	福祉車両	4台 → 設備内訳 ・寝台車 0台 ・車椅子車 4台 ・兼用車 0台 ・回転シート車 0台	0台 → 設備内訳 ・寝台車 0台 ・車椅子車 0台 ・兼用車 0台 ・回転シート車 0台
		任意保険等の確認 ・対人無制限 ・対物1,000万円以上	済 任意保険等の確認 ・対人無制限 ・対物1,000万円以上
	普通車両(セダン等)	6台 任意保険等の確認 ・対人無制限 ・対物1,000万円以上	0台 任意保険等の確認 ・対人無制限 ・対物1,000万円以上
運転者	一種免許所持者	12人 内、直近2年間免許停止処分者 0人	・認定講習 済 12人 ・セダン講習等 済 12人 登録時までに取得予定 0人 登録時までに取得予定 0人
	二種免許所持者	0人 内、直近2年間免許停止処分者 0人	・セダン講習等 未 0人 登録時までに取得予定 0人
	合計	12人 内、直近2年間免許停止処分者 0人	

法人名称	特定非営利活動法人つばさ福祉の会		
法人種別	特定非営利活動(NPO)法人		
	【法人代表者氏名】 青木 明子	【法人所在地】	
	【法人設立年月日】 平成27年 4月 1日	横浜市神奈川区羽沢南三丁目34番29号	
事業等	<p>※現在事項全部証明書より 本法人は、日常生活において援助が必要な高齢者、障害児その他の援助を必要とする人々に対し、相互扶助及び住民参加の精神に基づき、地域に根差した福祉及び介護に関するサービス等を提供し、もって人々が安心して暮らすことができる社会の実現及び福祉の増進に寄与することを目的とする。 本法人は、その目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 保健、医療又は福祉の増進を図る活動 2 まちづくりの推進を図る活動 3 子どもの健全育成を図る活動 4 社会教育の推進を図る活動 5 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動 <p>本法人は、その目的を達成するため、次の事業を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 特定非営利活動に係る事業 <ol style="list-style-type: none"> (1) ボランティア関連事業 (2) 介護保険法に基づく居宅介護支援事業 (3) 介護保険法に基づく居宅サービス事業 (4) 介護保険法に基づく介護予防サービス事業 (5) 介護保険法に基づく第一号事業 (6) 障害福祉サービス事業 (7) 地域生活支援事業 (8) 相談支援事業 (9) 介護・障害福祉サービス関連事業 (10) 福祉に関する情報提供事業 (11) 道路運送法に基づく福祉有償運送事業 (12) 前各号に附帯又は関連する一切の事業 		
事業所所在地	※法人に同じ	介護保険法事業所指定 有	障害者総合支援法事業所指定 有
運送の区域	横浜市		
使用車両 2台	所有車両		持ち込み(貸借)車両
	福祉車両	1台 → 設備内訳 ・寝台車 0台 ・車椅子車 1台 ・兼用車 0台 ・回転シート車 0台 任意保険等の確認 済 ・対人無制限 ・対物1,000万円以上	1台 → 設備内訳 ・寝台車 0台 ・車椅子車 1台 ・兼用車 0台 ・回転シート車 0台 任意保険等の確認 済 ・対人無制限 ・対物1,000万円以上
	普通車両(セダン等)	0台 任意保険等の確認 ・対人無制限 ・対物1,000万円以上	0台 任意保険等の確認 ・対人無制限 ・対物1,000万円以上
運転者	一種免許所持者	6人 内、直近2年間免許停止処分者 0人	・認定講習 済 6人 登録時までに取得予定 0人 ・セダン講習等 済 6人 登録時までに取得予定 0人
	二種免許所持者	0人 内、直近2年間免許停止処分者 0人	・セダン講習等 未 0人 登録時までに取得予定 0人
	合計	6人 内、直近2年間免許停止処分者 0人	

対象者	3人	内訳							
		イ(身体障害者)	ロ(精神障害者)	ハ(知的障害者)	ニ(要介護認定者)	ホ(要支援認定者)	ヘ(チェックリスト)	ト(その他)	
		6級 人	3級 人	軽度 人	要介護1 人	要支援1 人		肢体不自由 人	
		5級 人	2級 人	中度 人	要介護2 2人	要支援2 人	人	内部障害 人	
		4級 人	1級 人	重度 1人	要介護3 人			知的障害(認定者を除く) 人	
		3級 人			要介護4 人			精神障害(認定者を除く) 人	
		2級 1人			要介護5 人			その他 人	
		1級 人							
		1人	0人	1人	2人	0人	0人	0人	
		合計 4人 (重複:1人)							
		旅客の範囲							
		<input type="checkbox"/> イ 身体障害者福祉法第四条に規定する身体障害者 <input type="checkbox"/> ロ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第五条に規定する精神障害者 <input type="checkbox"/> ハ 障害者の雇用の促進等に関する法律第2条第4号に規定する知的障害者 <input type="checkbox"/> ニ 介護保険法第19条第1項に規定する要介護認定を受けている者 <input type="checkbox"/> ホ 介護保険法第19条第2項に規定する要支援認定を受けている者 <input type="checkbox"/> ヘ 介護保険法施行規則第140条の62の4第2号の基準(チェックリスト)に該当する者 <input type="checkbox"/> ト その他肢体不自由、内部障害、知的障害、精神障害その他の障害を有する者							
		備考 <ホ:要支援認定者> 以前は対象者がいた。現在も対応可能であり、旅客の範囲登録継続							
会費									
対価(料金)	対価区分	内容	判断基準		対価				
	運送の対価		タクシー料金の概ね2分の1の範囲内	距離制	初乗り2kmまで400円。以降、200円/km加算				
	運送の対価以外の対価	迎車料	他団体における同様のサービス等と比較し、高額でないと認められる範囲内	有	300円				
		待機料		有	300円/15分				
		介助料		有	【介護保険や障害福祉サービス等利用時】 法定の自己負担割合分 【実費の場合】 車両の乗降介助のみ:500円 車いすでの介助:1,000円 2人以上での対応の場合:人数×乗降介助料 【時間外割増】 時間外(8時~18時以外)、土日祝祭日、年末年始(12/29~1/4):25%割増				
添乗・付添料		有		600円/15分					
	その他(ストレッチャー・車いす使用料等)		有	車いす貸出料:350円/1日					
標準的な利用による対価(料金)	例	5km離れた病院へ送迎した場合(片道)							
	運送の対価	1,000円【400円(初乗り2km)+600円(200円×3km)】							
	【参考:タクシー料金】 ※運送の対価の部分	2,368円 【500円(初乗1kmまで500円)+1,868円(100円/214m:約467円/km×4km)】							
	運送の対価以外の対価	迎車料:300円 介助料:500円							
	総合計	1,800円							
運行管理体制	<input type="checkbox"/> 運行管理の責任者の選任 <input checked="" type="checkbox"/> 有 無 車両5両以上の場合、道路運送法施行規則で規定する資格を取得済 <input type="checkbox"/> 整備管理責任者の選任 <input checked="" type="checkbox"/> 有 無 <input type="checkbox"/> 運行管理・整備管理に係る指揮命令系統 <input checked="" type="checkbox"/> 有 無 <input type="checkbox"/> 事故発生時の連絡体制 <input checked="" type="checkbox"/> 有 無 <input type="checkbox"/> 苦情対応の体制 <input checked="" type="checkbox"/> 有 無								
欠格事由	登録を受けようとする者は、道路運送法第79条の4第1号から第4号に							<input type="checkbox"/> 非該当	<input checked="" type="checkbox"/> 該当

法人名称	特定非営利活動法人クレイン		
法人種別	特定非営利活動(NPO)法人		
事業等	法人代表者氏名	竹田 幸夫	【法人所在地】
	法人設立年月日	平成15年10月2日	横浜市鶴見区下末吉二丁目11番4号サンユール1F
事業等	<p>※現在事項全部証明書より</p> <p>目的 この法人は、横浜市鶴見区及びその近隣の在住者等に対して、介護・保育に関する事業を行い、地域福祉の増進に寄与することを目的とする。 この法人は上記の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。 (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動 (事業) この法人は、上記の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。 (1) 児童保育に係る事業 (2) 介護保険法に基づく「居宅サービス」、「居宅介護支援」、「介護予防サービス事業」、「地域密着型サービス事業」及び、「第一号事業」等、高齢者 介護に係る事業 (3) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく「障害福祉サービス」、「相談支援事業」等、障害者支援に係る事業 (4) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく「地域生活支援事業」等、高齢者・障害者等の外出支援、移動支援に係る事業 (5) 道路運送法に基づく福祉有償移送サービス等、高齢者・障害者等の運送に係る事業</p>		
事業所所在地	クレイン在宅ケアセンター 横浜市鶴見区下末吉2-12-15	介護保険法事業所指定	有
		障害者総合支援法事業所指定	有
運送の区域	横浜市		
使用車両 4台	所有車両		持ち込み(貸借)車両
	福祉車両	<p>3台 設備内訳</p> <ul style="list-style-type: none"> ・寝台車 0台 ・車椅子車 3台 ・兼用車 0台 ・回転シート車 0台 <p>任意保険等の確認 <input checked="" type="checkbox"/> 済</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対人無制限 ・対物1,000万円以上 	<p>0台 設備内訳</p> <ul style="list-style-type: none"> ・寝台車 0台 ・車椅子車 0台 ・兼用車 0台 ・回転シート車 0台 <p>任意保険等の確認</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対人無制限 ・対物1,000万円以上
		普通車両(セダン等)	<p>0台</p> <p>任意保険等の確認</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対人無制限 ・対物1,000万円以上
	運転者	<p>一種免許所持者</p> <p>3人 内、直近2年間免許停止処分者 0人</p> <ul style="list-style-type: none"> ・認定講習 <input checked="" type="checkbox"/> 済 3人 登録時までに取得予定 0人 ・セダン講習等 <input checked="" type="checkbox"/> 済 3人 登録時までに取得予定 0人 	<p>二種免許所持者</p> <p>1人 内、直近2年間免許停止処分者 0人</p> <ul style="list-style-type: none"> ・セダン講習等 <input checked="" type="checkbox"/> 済 1人 登録時までに取得予定 0人
合計	<p>4人 内、直近2年間免許停止処分者 0人</p>		

法人名称	特定非営利活動法人ピーグリーン		
法人種別	特定非営利活動(NPO)法人		
事業等	【法人代表者氏名】	竹内 栄一	【法人所在地】
	【法人設立年月日】	平成16年12月9日	横浜市神奈川区六角橋六丁目2番7-304号
事業等	※現在事項全部証明書より 目的及び業務 この法人は、地域住民に対して、老人福祉の援助に関する事業を行い、地域福祉の貢献に寄与することを目的とする。 この法人は、その目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。 1 保健、医療又は福祉の増進を図る活動 この法人は、その目的を達成するため、次の事業を行う。 1 特定非営利活動に係る事業 (1)地域住民に対する送迎事業 (2)介護保険法に基づく居宅サービス事業 (3)介護保険法に基づく第1号事業		
事業所所在地	特定非営利活動法人ピーグリーン 横浜市神奈川区西大町3-4-303	介護保険法事業所指定	有 障害者総合支援法事業所指定 無
運送の区域	横浜市		
使用車両 5台	所有車両		持ち込み(貸借)車両
	福祉車両	3台 → 設備内訳 ・寝台車 0台 ・車椅子車 3台 ・兼用車 0台 ・回転シート車 0台	0台 → 設備内訳 ・寝台車 0台 ・車椅子車 0台 ・兼用車 0台 ・回転シート車 0台
		任意保険等の確認 ・対人無制限 ・対物1,000万円以上	済 任意保険等の確認 ・対人無制限 ・対物1,000万円以上
	普通車両(セダン等)	1台 任意保険等の確認 ・対人無制限 ・対物1,000万円以上	1台 任意保険等の確認 ・対人無制限 ・対物1,000万円以上
運転者	一種免許所持者	4人 内、直近2年間免許停止処分者 0人	・認定講習 済 4人 登録時までに取得予定 0人 ・セダン講習等 済 4人 登録時までに取得予定 0人
	二種免許所持者	1人 内、直近2年間免許停止処分者 0人	・セダン講習等 済 4人 登録時までに取得予定 0人
	合計	5人 内、直近2年間免許停止処分者 0人	

対象者	129人	内訳						
		イ(身体障害者)	ロ(精神障害者)	ハ(知的障害者)	ニ(要介護認定者)	ホ(要支援認定者)	ヘ(チェックリスト)	ト(その他)
		6級 1人	3級 1人	軽度 1人	要介護1 23人	要支援1 1人		肢体不自由 1人
		5級 1人	2級 1人	中度 3人	要介護2 36人	要支援2 11人		内部障害 1人
		4級 1人	1級 1人	重度 1人	要介護3 21人			知的障害(認定者を除く) 1人
		3級 1人			要介護4 15人			精神障害(認定者を除く) 1人
		2級 1人			要介護5 14人			その他 1人
		1級 7人						
		8人	1人	5人	109人	11人	1人	合計 133人 (重複:4名)
		旅客の範囲						
		<input type="checkbox"/>	イ 身体障害者福祉法第四条に規定する身体障害者					
		<input type="checkbox"/>	ロ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第五条に規定する精神障害者					
		<input type="checkbox"/>	ハ 障害者の雇用の促進等に関する法律第2条第4号に規定する知的障害者					
		<input type="checkbox"/>	ニ 介護保険法第19条第1項に規定する要介護認定を受けている者					
		<input type="checkbox"/>	ホ 介護保険法第19条第2項に規定する要支援認定を受けている者					
		<input type="checkbox"/>	ヘ 介護保険法施行規則第140条の62の4第2号の基準(チェックリスト)に該当する者					
		<input type="checkbox"/>	ト その他肢体不自由、内部障害、知的障害、精神障害その他の障害を有する者					
		備考 <ホ:要支援認定者>透析、腰椎すべり症、癌、歩行器利用者等						
会費	入会金:1,200円							
対価(料金)	対価区分	内容	判断基準		対価			
	運送の対価		タクシー料金の概ね2分の1の範囲内	距離制	初乗り2kmまで400円、以降、250円/km加算			
	運送の対価以外の対価	迎車料	他団体における同様のサービス等と比較し、高額でないこと認められる範囲内	有	350円			
		待機料		有	800円/30分			
		介助料	提供されるサービスの具体的な内容、他団体における同様のサービス等と比較し、高額でないこと認められる範囲内	有	【介護保険適用時】法定の自己負担割合分【実費】760円			
		添乗・付添料		有	【介護保険適用時】法定の自己負担割合分【実費】1,000円/30分			
その他(ストレッチャー・車いす使用料等)			有	福祉車両設備利用料:500円/回				
標準的な利用による対価(料金)	例	5km離れた病院へ平日の昼間に乗降介助を行い送迎した場合(片道)						
	運送の対価	1,150円【400円(初乗り2km)+750円(250円/km×3km)】						
	【参考:タクシー料金】 ※運送の対価の部分	2,368円 【500円(初乗1kmまで500円)+1,868円(100円/214m:約467円/km×4km)】						
	運送の対価以外の対価	迎車料:350円 介助料:760円						
	総合計	2,260円						
運行管理体制	○ 運行管理の責任者の選任		<input checked="" type="checkbox"/>		無			
	車両5両以上の場合、道路運送法施行規則で規定する資格を取得済							
	○ 整備管理責任者の選任		<input checked="" type="checkbox"/>		無			
	○ 運行管理・整備管理に係る指揮命令系統		<input checked="" type="checkbox"/>		無			
	○ 事故発生時の連絡体制		<input checked="" type="checkbox"/>		無			
	○ 苦情対応の体制		<input checked="" type="checkbox"/>		無			
欠格事由	登録を受けようとする者は、道路運送法第79条の4第1号から第4号に						<input checked="" type="checkbox"/> 非該当	該当

法人名称	特定非営利活動法人あやめ会				
法人種別	特定非営利活動(NPO)法人				
	【法人代表者氏名】	高田 孝	【法人所在地】		
	【法人設立年月日】	平成18年 7月 7日	横浜市泉区下和泉三丁目27番6号		
事業等	※履歴事項全部証明書より 目的及び事業 下和泉住宅内で安心、安全、健康で暮らすことができるように、特に高齢者、障害者や、病気怪我による移動困難者の移動支援を行うとともに、住み良い街づくりを進めることを目的とする。 この法人は、上記の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行う。 (1)保健、医療又は福祉の増進を図る活動 この法人は、上記の目的を達成するため、特定非営利活動に係る事業として次の事業を行う。 (1)移動支援活動に関する事業 (2)その他、この法人の目的達成のために必要な事業				
事業所所在地	※法人に同じ	介護保険法事業所指定	無		
		障害者総合支援法事業所指定	無		
運送の区域	横浜市				
使用車両 8台	所有車両		持ち込み(貸借)車両		
	福祉車両	0台 → 設備内訳 ・寝台車 0台 ・車椅子車 0台 ・兼用車 0台 ・回転シート車 0台	0台 → 設備内訳 ・寝台車 0台 ・車椅子車 0台 ・兼用車 0台 ・回転シート車 0台		
	任意保険等の確認 ・対人無制限 ・対物1,000万円以上		任意保険等の確認 ・対人無制限 ・対物1,000万円以上		
普通車両(セダン等)	0台	任意保険等の確認 ・対人無制限 ・対物1,000万円以上	8台 任意保険等の確認 <input checked="" type="checkbox"/> ・対人無制限 ・対物1,000万円以上		
運転者	一種免許所持者	7人	内、直近2年間免許停止処分者 0人	・認定講習 <input checked="" type="checkbox"/> 7人 ・セダン講習等 <input checked="" type="checkbox"/> 7人	登録時までに取得予定 0人 登録時までに取得予定 0人
	二種免許所持者	1人	内、直近2年間免許停止処分者 0人	・セダン講習等 <input checked="" type="checkbox"/> 1人	登録時までに取得予定 0人
	合計	8人	内、直近2年間免許停止処分者 0人		

法人名称	NPO法人ふれあい友の会					
法人種別	特定非営利活動(NPO)法人					
事業等	【法人代表者氏名】	栄 義昭	【法人所在地】			
	【法人設立年月日】	平成18年 4月 28日	横浜市鶴見区矢向一丁目5番地29号			
事業等	※履歴事項全部証明より 目的及び業務 この法人は、横浜市及び近隣地域の住民に対して、保健、医療、介護福祉に関する支援事業を行い、これをもって地域住民の生活と健康、治療、介護を支援し、地域住民が安心して住み続けられる福祉優先のまちづくりに寄与することを目的とする。 この法人は、上記の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。 (1)保健、医療または福祉の増進をはかる活動。 (2)街づくりの推進をはかる活動。 (3)前各号の活動を行う団体の運営または活動に関する連絡、助言または援助の活動。 この法人は、上記の目的を達成するため、次の事業を行う。 (1)特定非営利活動に係る事業 ①高齢者や独居老人世帯への給食サービスの事業。 ②家事援助、生活相談等での生活支援サービスの事業。 ③高齢者、身体障害者の送迎、移送サービスの事業。 ④健康診断受診支援、医療機関への受診支援、介護保健サービス受給支援に係る事業。 ⑤保健衛生・予防セミナー・講座開催に係る事業。 ⑥成年後見に係る事業。					
事業所所在地	※法人に同じ	介護保険法事業所指定	無			
		障害者総合支援法事業所指定	無			
運送の区域	横浜市、川崎市					
使用車両 4台	所有車両		持ち込み(貸借)車両			
	福祉車両	4台	設備内訳	0台	設備内訳	0台
		任意保険等の確認	・寝台車 0台 ・車椅子車 4台 ・兼用車 0台 ・回転シート車 0台	・寝台車 0台 ・車椅子車 0台 ・兼用車 0台 ・回転シート車 0台		
	普通車両(セダン等)	0台	任意保険等の確認	任意保険等の確認	任意保険等の確認	
	・対人無制限 ・対物1,000万円以上	・対人無制限 ・対物1,000万円以上	・対人無制限 ・対物1,000万円以上			
運転者	一種免許所持者	10人	内、直近2年間免許停止処分者	0人	・認定講習 済 10人 ・セダン講習等 済 10人	登録時までに取得予定 0人 登録時までに取得予定 0人
	二種免許所持者	0人	内、直近2年間免許停止処分者	0人	・セダン講習等 未 0人	登録時までに取得予定 0人
	合計	10人	内、直近2年間免許停止処分者	0人		

対象者	431人	内訳							
		イ(身体障害者)	ロ(精神障害者)	ハ(知的障害者)	ニ(要介護認定者)	ホ(要支援認定者)	ヘ(チェックリスト)	ト(その他)	
		6級 3人	3級 2人	軽度 0人	要介護1 58人	要支援1 31人		肢体不自由	人
		5級 0人	2級 2人	中度 3人	要介護2 100人	要支援2 78人	人	内部障害	人
		4級 8人	1級 2人	重度 1人	要介護3 41人			知的障害 (認定者を除く)	人
		3級 9人			要介護4 41人			精神障害 (認定者を除く)	人
		2級 12人			要介護5 23人			その他	人
		1級 17人							人
		49人	6人	4人	263人	109人	0人	合計	431人
		旅客の範囲							
		<input type="radio"/> イ 身体障害者福祉法第四条に規定する身体障害者 <input type="radio"/> ロ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第五条に規定する精神障害者 <input type="radio"/> ハ 障害者の雇用の促進等に関する法律第2条第4号に規定する知的障害者 <input type="radio"/> ニ 介護保険法第19条第1項に規定する要介護認定を受けている者 <input type="radio"/> ホ 介護保険法第19条第2項に規定する要支援認定を受けている者 <input type="radio"/> ヘ 介護保険法施行規則第140条の62の4第2号の基準(チェックリスト)に該当する者 <input type="radio"/> ト その他肢体不自由、内部障害、知的障害、精神障害その他の障害を有する者							
		備考 <ホ:要支援認定者> 脊柱管狭窄症や癌、麻痺、筋力低下等、歩行時の見守りが必要。							
会費	賛助会費(年):500円/1口								
対価(料金)	対価区分	内容	判断基準		対価				
	運送の対価		タクシー料金の概ね2分の1の範囲内	時間制	初乗り30分まで、500円。以降、200円/10分加算				
	運送の対価以外の対価	迎車料	他団体における同様のサービス等と比較し、高額でないと思われる範囲内	有	120円				
		待機料		無					
		介助料	提供されるサービスの具体的な内容、他団体における同様のサービス等と比較し、高額でないと思われる範囲内	無					
		添乗・付添料		無					
その他(ストレッチャー・車いす使用料等)			有	福祉車両設備使用料:200円					
標準的な利用による対価(料金)	例	5km離れた病院へ送迎した場合(片道)							
	運送の対価	500円【500円(初乗30分まで)】							
	【参考:タクシー料金】 ※運送の対価の部分	2,368円 【500円(初乗1kmまで500円)+1,868円(100円/214m:約467円/km×4km)】							
	運送の対価以外の対価	迎車料:120円 介助料:無							
	総合計	620円							
運行管理体制	<input type="radio"/> 運行管理の責任者の選任 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 車両5両以上の場合、道路運送法施行規則で規定する資格を取得済 <input type="radio"/> 整備管理責任者の選任 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="radio"/> 運行管理・整備管理に係る指揮命令系統 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="radio"/> 事故発生時の連絡体制 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="radio"/> 苦情対応の体制 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無								
欠格事由	登録を受けようとする者は、道路運送法第79条の4第1号から第4号に							<input type="checkbox"/> 非該当	<input checked="" type="checkbox"/> 該当

法人名称	特定非営利活動法人せや		
法人種別	特定非営利活動(NPO)法人		
法人事業	法人代表者氏名	林 茂	【法人所在地】
	法人設立年月日	平成19年 5月 28日	横浜市瀬谷区南台二丁目4番地の1
事業所所在地	特定非営利活動法人せや 横浜市瀬谷区南台二丁目4番地の1南台 ハイツB24-106	介護保険法事業所 指定	無
運送の区域	横浜市		
使用車両 11台	所有車両		持ち込み(貸借)車両
	福祉車両 1台	設備内訳 ・寝台車 0台 ・車椅子車 1台 ・兼用車 0台 ・回転シート車 0台	0台 設備内訳 ・寝台車 0台 ・車椅子車 0台 ・兼用車 0台 ・回転シート車 0台
普通車両(セダン等) 0台	任意保険等の確認 ・対人無制限 ・対物1,000万円以上	任意保険等の確認 ・対人無制限 ・対物1,000万円以上	任意保険等の確認 ・対人無制限 ・対物1,000万円以上
運転者	一種免許所持者	10人 内、直近2年間免許停止処分者 0人	・認定講習 済 10人 ・セダン講習等 済 10人
	二種免許所持者	0人 内、直近2年間免許停止処分者 0人	・セダン講習等 未 0人
	合計	10人 内、直近2年間免許停止処分者 0人	登録時までに取得予定 0人 登録時までに取得予定 0人

対象者	315人	内訳						
		イ(身体障害者)	ロ(精神障害者)	ハ(知的障害者)	ニ(要介護認定者)	ホ(要支援認定者)	ヘ(チェックリスト)	ト(その他)
		6級 3人	3級 2人	軽度 1人	要介護1 37人	要支援1 44人		肢体不自由 5人
		5級 2人	2級 2人	中度 3人	要介護2 52人	要支援2 82人	人	内部障害 5人
		4級 11人	1級 3人	重度 1人	要介護3 14人			知的障害(認定者を除く) 人
		3級 6人			要介護4 5人			精神障害(認定者を除く) 人
		2級 19人			要介護5 2人			その他 38人
		1級 24人						
		65人	7人	4人	110人	126人	0人	48人
		合計 360人 (重複:45人)						
		旅客の範囲						
		<input type="radio"/> イ 身体障害者福祉法第四条に規定する身体障害者 <input type="radio"/> ロ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第5条に規定する精神障害者 <input type="radio"/> ハ 障害者の雇用の促進等に関する法律第2条第4号に規定する知的障害者 <input type="radio"/> ニ 介護保険法第19条第1項に規定する要介護認定を受けている者 <input type="radio"/> ホ 介護保険法第19条第2項に規定する要支援認定を受けている者 <input type="radio"/> ヘ 介護保険法施行規則第140条の62の4第2号の基準(チェックリスト)に該当する者 <input type="radio"/> ト その他肢体不自由、内部障害、知的障害、精神障害その他の障害を有する者						
		備考 <ホ:要支援認定者>難聴、弱視、ふらつきがあり転倒の恐れあり <ト:その他>足腰に持病あり歩行者を利用している方、車いすを利用している方等						
会費	年会費:3,000円							
対価(料金)	対価区分	内容	判断基準		対価			
	運送の対価		タクシー料金の概ね2分の1の範囲内	距離制	初乗り2kmまで400円、以降200円/km加算			
	運送の対価以外の対価	迎車料	他団体における同様のサービス等と比較し、高額でないと思われる範囲内	有	保管場所から乗車地まで、5km未満まで300円 5km以上 500円			
		待機料			200円/15分			
		介助料			500円/片道			
		添乗・付添料			500円/30分			
その他(ストレッチャー・車いす使用料等)		福祉車両(スロープ・電動ウインチ付)設備利用料:500円/片道 車いす貸出料(レンタル料):500円/日 キャンセル料:700円/1回(当日出庫後の場合)						
標準的な利用による対価(料金)	例	5km離れた病院へ送迎した場合(片道)						
	運送の対価	1,000円【400円(初乗2km)+600円(200円/km×3km)】						
	【参考:タクシー料金】※運送の対価の部分	2,368円 【500円(初乗1kmまで500円)+1,868円(100円/214m:約467円/km×4km)】						
	運送の対価以外の対価	迎車料:300円(保管場所から5km未満) 介助料:500円						
	総合計	1,800円						
運行管理体制	<input type="radio"/> 運行管理の責任者の選任 <input checked="" type="checkbox"/> 有 無 車両5両以上の場合、道路運送法施行規則で規定する資格を取得済 <input type="radio"/> 整備管理責任者の選任 <input checked="" type="checkbox"/> 有 無 <input type="radio"/> 運行管理・整備管理に係る指揮命令系統 <input checked="" type="checkbox"/> 有 無 <input type="radio"/> 事故発生時の連絡体制 <input checked="" type="checkbox"/> 有 無 <input type="radio"/> 苦情対応の体制 <input checked="" type="checkbox"/> 有 無							
欠格事由	登録を受けようとする者は、道路運送法第79条の4第1号から第4号に					<input checked="" type="checkbox"/> 非該当	該当	

【資料8】

令和8年度第1回横浜市福祉有償移動サービス運営協議会 変更報告一覧

下記の軽微な変更の届出がありましたのでご報告いたします。

期間: 令和8年1月1日～令和8年5月15日 件数: 37件

内訳は下記のとおりです。

・事務所の名称・住所の変更: 4件、・法人の名称・住所の変更: 2件、・車両の増車: 15件、・車両の減車: 9件、
・車両の種類の変更を伴う入替: 2件、・廃止: 5件

	法人名称	横浜市への届出日	変更内容	新	旧
1	福祉クラブ生活協同組合	R8.1.8	車両の減車	【らら・むーぶ港南】 車いす車: 2台(うち軽0台) セダン等: 5台(うち軽1台)(-1台) 【理由: 車両を持ち込んでいた運転者の退職による減車】	【らら・むーぶ港南】 車いす車: 2台(うち軽0台) セダン等: 6台(うち軽1台)
2	特定非営利活動法人守の会	R8.1.29	廃止	廃止年月日: 令和7年12月31日 【理由: 人員の確保が困難なため】	
3	特定非営利活動法人ピーグリーン	R8.2.6	車両の種類の変更を伴う車両の入替	車いす車 5台(うち軽5台) セダン等 1台(うち軽0台) 【理由: 利用者ニーズに応えるため】	車いす車 3台(うち軽3台) セダン等 3台(うち軽2台)
4			法人の住所の変更	横浜市中区長者町八丁目125番地	横浜市中区真砂町三丁目33番地
5	特定非営利活動法人横浜移動サービス協議会	R8.2.9	事務所の住所の変更	横浜市中区長者町8-125PLATS関内長者町5F	横浜市中区真砂町3-33セルテ11F
6			車両の増車	車いす車 6台(うち軽4台)(+1台) 回転シート車 1台(うち軽0台) セダン等 3台(うち軽0台)	車いす車 5台(うち軽3台) 回転シート車 1台(うち軽0台) セダン等 3台(うち軽0台)
7	福祉クラブ生活協同組合	R8.2.9	車両の増車	【らら・むーぶ緑】 車いす車 3台(うち軽0台) セダン等 11台(うち軽3台)(+1台)	【らら・むーぶ緑】 車いす車 3台(うち軽0台) セダン等 10台(うち軽2台)
8	一般社団法人のこのこの会	R8.2.12	車両の減車	セダン等 10台(うち軽0台)(-1台) 【理由: 車両を持ち込んで活動していた運転者の退職のため】	セダン等 11台(うち軽0台)
9	特定非営利活動法人クレイン	R8.2.12	事務所の住所の変更	横浜市鶴見区下末吉2-12-15	横浜市鶴見区下末吉2-11-4 サンユービル1階
10	特定非営利活動法人せや	R8.2.13	車両の減車	車いす車 1台(うち軽1台) セダン等 10台(うち軽2台)(-4台) 【理由: 運転者の体調不良による持込車の登録抹消】	車いす車 1台(うち軽1台) セダン等 14台(うち軽2台)
11	特定非営利活動法人らいちょう	R8.2.13	廃止	廃止年月日: 令和7年12月31日 【理由: 人員の確保が困難なため】	
12	特定非営利活動法人鶴の仲間	R8.2.17	車両の増車	車いす車 4台(うち軽2台) セダン等 15台(うち軽3台)(+2台) 【理由: 車両を持ち込んでいた運転者の退職による減車1台、運転者の新規加入による増車3台】	車いす車 4台(うち軽2台) セダン等 13台(うち軽2台)
		車両の減車			

	法人名称	横浜市への届出日	変更内容	新	旧
13	特定非営利活動法人ふれあいドリーム	R8.2.17	車両の種類の変更を伴う車両の入替	車いす車 1台(うち軽1台) セダン等 1台(うち軽1台)	車いす車 1台(うち軽1台) セダン等 1台(うち軽0台)
14	福祉クラブ生活協同組合	R8.2.27	車両の増車	【らら・むーぶ磯子】 車いす車 1台(うち軽0台) セダン等 10台(うち軽3台)(+1台)	【らら・むーぶ磯子】 車いす車 1台(うち軽0台) セダン等 9台(うち軽2台)
15	福祉クラブ生活協同組合	R8.2.27	車両の増車	【らら・むーぶ港南】 車いす車 2台(うち軽0台) セダン等 6台(うち軽1台)(+1台)	【らら・むーぶ港南】 車いす車 2台(うち軽0台) セダン等 5台(うち軽1台)
16	一般社団法人やどりぎ	R8.2.27	事務所の住所の変更	横浜市青葉区黒須田26-26	横浜市青葉区黒須田33-4-302
			車両の増車	セダン等 2台(うち軽0台)(+1台)	セダン等 1台(うち軽0台)
17	福祉クラブ生活協同組合	R8.3.9	車両の増車	【ららむーぶ磯子】 車いす車 1台(うち軽0台) セダン等 12台(うち軽3台)(+2台)	【ららむーぶ磯子】 車いす車 1台(うち軽0台) セダン等 10台(うち軽3台)
18	特定非営利活動法人横浜移動サービス協議会	R8.3.11	車両の増車	車いす車 6台(うち軽4台) 回転シート車 1台(うち軽0台) セダン等 4台(うち軽0台)(+1台)	車いす車 6台(うち軽4台) 回転シート車 1台(うち軽0台) セダン等 3台(うち軽0台)
19	特定非営利活動法人ケアサポート袖	R8.3.13	廃止	廃止年月日:令和8年3月9日 【理由:人員の確保が困難なため】	
20	福祉クラブ生活協同組合	R8.3.23	車両の減車	【ららむーぶ磯子】 車いす車 1台(うち軽0台) セダン等 9台(うち軽3台)(-3台) 【理由:車両を持ち込んで活動していた運転者の退職のため】	【ららむーぶ磯子】 車いす車 1台(うち軽0台) セダン等 12台(うち軽3台)
21	特定非営利活動法人笑顔	R8.3.24	廃止	廃止年月日:令和8年3月9日 【理由:人員の確保が困難なため】	
22	特定非営利活動法人鶴の仲間	R8.3.24	車両の増車	車いす車 5台(うち軽2台) セダン等 16台(うち軽3台)(+2台)	車いす車 4台(うち軽2台) セダン等 15台(うち軽3台)
23	特定非営利活動法人ピーグリーン	R8.3.24	車両の減車	車いす車 4台(うち軽4台)(-1台) セダン等 1台(うち軽0台) 【理由:老朽化のため廃車したため】	車いす車 5台(うち軽5台) セダン等 1台(うち軽0台)
24	福祉クラブ生活協同組合	R8.2.24	車両の増車	【らら・むーぶ金沢】 車いす車 2台(うち軽1台) セダン等 12台(うち軽4台)(+2台)	【らら・むーぶ金沢】 車いす車 2台(うち軽1台) セダン等 10台(うち軽4台)
25	福祉クラブ生活協同組合	R8.2.27	車両の増車	【らら・むーぶ緑】 車いす車 4台(うち軽0台)(+1台) セダン等 11台(うち軽3台)	【らら・むーぶ緑】 車いす車 3台(うち軽0台) セダン等 11台(うち軽3台)
26	福祉クラブ生活協同組合	R8.2.27	車両の減車	【らら・むーぶ港北】 車いす車 5台(うち軽0台)(-1台) セダン等 4台(うち軽0台) 【理由:老朽化により廃車したため】	【らら・むーぶ港北】 車いす車 6台(うち軽0台) セダン等 4台(うち軽0台)
27	特定非営利活動法人あやめ会	R8.3.30	車両の減車	セダン等 8台(うち軽3台)(-1台) 【理由:車両を持ち込んで活動していた運転者の退職のため】	セダン等 9台(うち軽3台)
28	特定非営利活動法人あさひ	R8.3.30	車両の減車	回転シート車 1台(うち軽0台) セダン等 12台(うち軽1台)(-4台) 【理由:車両を持ち込んで活動していた運転者の退職のため】	回転シート車 1台(うち軽0台) セダン等 16台(うち軽1台)

	法人名称	横浜市への届出日	変更内容	新	旧
29	特定非営利活動法人ライフサポート横浜	R8.4.3	廃止	廃止年月日:令和8年3月31日 【理由:法人解散のため】	
30	社会福祉法人横浜市社会事業協会	R8.4.15	車両の増車	車いす車 10台(うち軽2台)(+3台)	車いす車 7台(うち軽2台)
31	特定非営利活動法人鶴の仲間	R8.4.22	車両の増車	車いす車 5台(うち軽2台) セダン等 17台(うち軽3台)(+1台)	車いす車 5台(うち軽2台) セダン等 16台(うち軽3台)
32	NPO法人ふれあい友の会	R8.4.28	法人の名称の変更 事務所の住所の変更	NPO法人ふれあい友の会	特定非営利活動法人ふれあい友の会
33	NPO法人ぶろむなード	R8.5.12	車両の増車	車いす車 4台(うち軽1台)(+1台)	車いす車 3台(うち軽1台)
34	特定非営利活動法人横浜移動サービス協議会	R8.5.12	車両の増車	車いす車 6台(うち軽4台) 回転シート車 1台(うち軽0台) セダン等 5台(うち軽1台)(+1台)	車いす車 6台(うち軽4台) 回転シート車 1台(うち軽0台) セダン等 4台(うち軽0台)

【資料9】

令和8年度1回横浜市福祉有償移動サービス運営協議会 行政処分等に係る通知一覧

	実施団体	違反内容	処分内容	処分の時期
1	実施団体A	実施団体の運転者が、道路交通法の違反により、運転免許停止処分を受けたにもかかわらず、当該運転者に対し、適性診断を受診させないで運転業務を再開させていたこと。 (道路運送法第79条の9第1項及び同法施行規則第51条の16第2項)	警告書	令和8年5月18日
2	実施団体B	実施団体の運転者が、備えなければならない要件を満たしていないにもかかわらず、当該運転者に対し、運転業務をさせていたこと。 (道路運送法施行規則第51条の16第1項第1号、第2号及び第3項第2号、第3号) ①運転者A: 中型自動車第1種免許。 国土交通大臣認定講習(運転者講習)未受講。	警告書	令和8年5月18日

行政処分等に係る通知（運転者要件確認の義務違反）について

地域公共交通会議及び運営協議会に関する国土交通省としての考え方について

（国自旅第315号 令和2年11月27日）

地域公共交通会議及び運営協議会の設置並びに運営に関するガイドライン

7. 申請処分後における主宰者の役割

運輸監理部長、運輸支局長、指定都道府県等の長から、会議等で協議した 自家用有償旅客運送者に係る業務の停止又は登録の取消等、行政処分に係る通知を受理した場合にあつては、当該事実を会議等の構成員に周知するとともに、必要に 応じ会議等を開催し対応を協議する等適切な対応を実施するものとする。

処分内容

書面による警告

実施団体Aについて

違反内容

実施団体の運転者が、道路交通法の違反により、運転免許停止処分を受けたにもかかわらず、当該運転者に対し、適性診断を受診させないで運転業務を再開させていたこと。

（道路運送法第79条の9第1項及び同法施行規則第51条の16第2項）

実施団体Bについて

違反内容

実施団体の運転者が、自動車の種類に応じて、備えなければならない要件を満たしていないにもかかわらず、当該運転者に対し、運転業務をさせていたこと。

（道路運送法第79条の9第1項及び同法施行規則第51条の16第1項第1号、第2号）

<参考>関係法令（抜粋）

道路運送法（昭和二十六年六月一日法律第百八十三号）

（輸送の安全及び旅客の利便の確保）

第七十九条の九 自家用有償旅客運送者は、自家用有償旅客運送自動車の運転者の乗務の管理その他の運行の管理、自家用有償旅客運送自動車への当該自動車である旨の表示その他の旅客に対する適切な情報の提供その他の輸送の安全及び旅客の利便の確保のために必要な事項として国土交通省令で定めるものを遵守しなければならない。

（報告、検査及び調査）

第九十四条 国土交通大臣は、この法律の施行に必要な限度において、道路運送事業者、自家用有償旅客運送者その他自動車を所有し、若しくは使用する者又はこれらの者の組織する団体に、国土交通

省令で定める手続に従い、事業、自家用有償旅客運送の業務又は自動車の所有若しくは使用に関し、報告をさせることができる。

道路運送法施行規則（昭和二十六年八月十八日運輸省令第七十五号）

（自家用有償旅客運送自動車の運転者）

第五十一条の十六 自家用有償旅客運送者は、自家用有償旅客運送を行う場合にあっては、道路交通法 に規定する第二種運転免許を受けており、かつ、その効力が停止されていない者又は同法 に規定する第一種運転免許を受けており、かつ、その効力が過去二年以内において停止されていない者であつて、次に掲げる要件のいずれかを備える者でなければ、その自家用有償旅客運送自動車の運転をさせてはならない。

一 国土交通大臣が認定する講習を修了していること。

二 前号に掲げる要件に準ずるものとして国土交通大臣が認める要件を備えていること。

2 自家用有償旅客運送者は、自家用有償旅客運送自動車の運転者が死者又は負傷者（自動車損害賠償保障法施行令（昭和三十年政令第二百八十六号）第五条第二号、第三号又は第四号に掲げる障害を受けた者をいう。）が生じた事故を引き起こした場合その他輸送の安全が確保されていないと認められる場合には、当該運転者に対して、旅客自動車運送事業運輸規則（昭和三十一年運輸省令第四十四号）第三十八条第二項 の適性診断を受けさせなければならない。

「福祉有償運送ガイドブック」

II. 福祉有償運送について

4. 輸送の安全及び旅客の利便の確保

（1）運転者の要件

運送者は、自動車の種類に応じて、次の要件のいずれかを備える者でなければ、運転をさせてはなりません。

自動車の種類	運転者の要件
①福祉自動車	イ. 第二種運転免許を受けており、その効力が停止されていない者
	ロ. <u>第一種運転免許を受けており、かつ、その効力が過去2年以内において停止されていない者であつて、次の要件のいずれかを備える者</u>
	i. 国土交通大臣が認定する福祉有償運送運転者講習を修了していること
	ii. (社)全国乗用自動車連合会、(財)全国福祉輸送サービス協会及び(社)シルバーサービス振興会が行うケア輸送サービス従事者研修を修了していること
②セダン型	福祉自動車を運転させる場合の要件に加えて、次の要件のいずれかを備える者（又はいずれかの要件を備える者の乗務）
	イ. 介護福祉士
	ロ. 国土交通大臣が認定するセダン等運転者講習を修了していること
	ハ. ①ロ. ii. の研修を修了していること
ニ. 訪問介護員など	

《留意事項》

○ 運転者の要件

第一種運転免許保有者であって、「その効力が過去2年以内において停止されていない者」の要件は、地域の実情に応じて、運営協議会において、2年以上に定めることができるとされています。

○ 適性診断を受診しなければならない場合

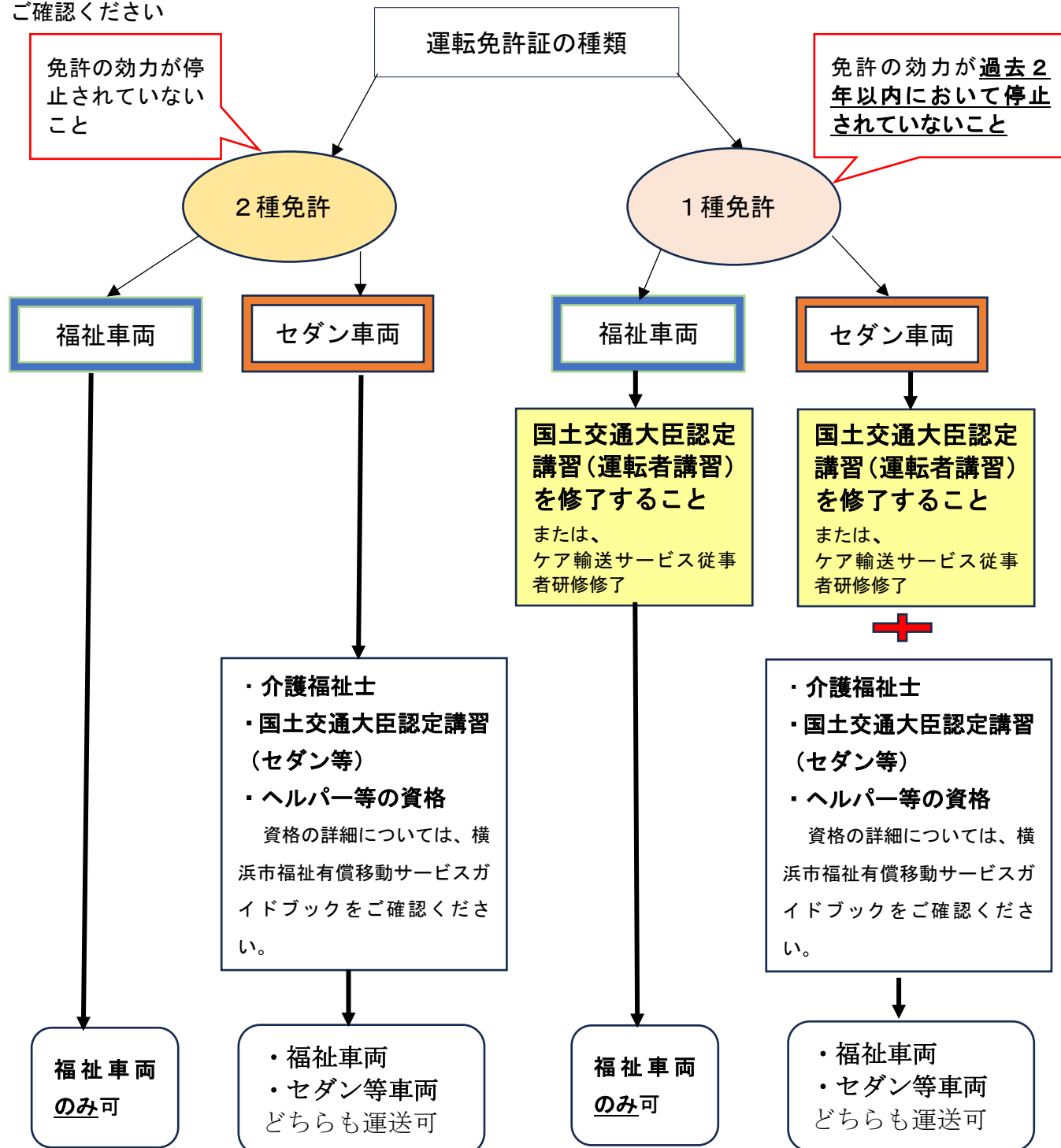
運送者は、登録後に、死者又は重傷者を生じた事故を惹起した運転者や運転免許停止以上の処分を受けることとなった運転者について、独立行政法人自動車事故対策機構等が実施する適性診断を受診させ、運転免許の停止が解除された後でなければ運転を再開させてはなりません。

○ 運転者の増、減員を行う場合には、運輸支局等への届出は必要ありません。しかし、運転者の要件の確認など、運転者の管理をその都度適切に行う必要があります。

運転者の要件確認について

福祉有償運送の運転者として活動を開始するためには、運転免許証以外にも資格や研修の受講が必要な場合があります。

運転者として活動を希望される方がいらっしゃいましたら、「運転者の要件」を満たしているか、必ずご確認ください



団体は、登録後に、死者又は重傷者を生じた事故を惹起した運転者や運転免許停止以上の処分を受けることとなった運転者については、独立行政法人自動車事故対策機構等が実施する適性診断を受診させ、運転免許の停止が解除された後でなければ運転を再開させてはなりません。

【資料11】

事故報告および登録団体への共有について

登録団体へは、事故（重大な物損事故、人身事故、乗降介助中の事故）が発生した場合は、速やかに横浜市福祉有償移動サービス運営協議会へ報告書を提出することを依頼しています。

事故報告が提出された場合は本協議会で報告をしていましたが、今後は本協議会で報告後、登録団体へ事故の状況や原因、再発防止策を下記のような形でメールで共有することにしました。

	事故発生日	時刻	(被害者) 利用者区分	運 転 者 活動年数	事故の種類	事故発生場所	事故の状況	原因	再発防止策
1	令和8年1月24日	14:15	知的障害者	19年	走行外・乗降介助中	障害福祉施設前 入口へ向かう途中	目的地に到着後、利用者を下車させた が、利用者が先に入口へ向かったた め、利用者のあとを追い、利用者と運 転者が前後になる形で施設入口へ向 かった。利用者と運転者の間を施設ス タッフが間を割り込むようなかたちで 横切ったため、利用者が転倒し、こめ かみあたりから出血していたので、施 設内で手当をし、施設スタッフが救急 車依頼し、搬送した。	同行介助（癲癇の 発作あり）が必要 な利用者を一人で 先に移動させてし まった。	利用者の障害の状況や身体状況に応じ て、利用者が先に降りたりしないよう チャイルドロックをし、安全に下車で きるよう施設職員を呼び、2名体制で 利用者の両側から身体を支えるように 付き添うようにする。

福祉有償移動サービスにおける安全確保の確認について

平成 29 年 11 月から横浜市に登録のある団体へ道路運送法第 94 条 4 の規定に基づき安全確保の確認のため訪問を開始しました。

今回は、令和 8 年 1 月から 5 月までの 10 団体の訪問結果をご報告させていただきます。

福祉有償運送ガイドブックに定められた各種台帳や記録が適正に実施されているかなど大きくわけて 9 項目の視点から確認を行っています。

- ◆今回は、令和 8 年度第 1 回から第 2 回運営協議会で、更新申請の対象事業所を中心に訪問しました。
- ◆団体からの聞き取りでは、運送前後に行う運転者の体調確認方法の難しさや運転者の確保等の話がありました。
- ①「1 名簿の管理」については、利用者の手帳の等級等の更新状況の確認が十分に行われていないケースが 1 件、個人情報の管理が不十分なケースが 1 件ありました。
- ②「2 車両」に係る確認項目では、書類（使用契約書）の管理不備が 5 件ありました。
- ③「3 安全な運転の確認」に係る確認項目では、誤った確認方法（対面や電話ではなくメール）で実施していたケースが 2 件ありました。
- ④「4 乗務記録」に係る確認項目では、発地・着地の経路が不明確な記録が 1 件ありました。
- ⑤「5 運転者台帳」に係る確認事項では、運送者名等がないケースが 1 件、運転者を辞めた日付・理由や健康状態の未記入が 3 件、運転免許証の有効期限や条件等の記載ミスが 3 件ありました。
- ⑥「7 苦情」に係る確認事項では、利用者から運転が粗い（ウインカーを出していなかった）という苦情が 1 件あることを確認しました。この件については、ドライブレコーダー等を確認し、実施団体に問題はないことも併せて確認しました。
- ⑦「8 表示・掲示の義務」に係る確認事項では、車内の表示に運送者名や車両番号がないケースが 3 件、過去の料金や料金の一部しか表示していないケースが 2 件ありました。また、車外の表示については、文字サイズが小さいケースが 1 件ありました。また、登録証（写し）の携行が実施されていない団体も 1 件ありました。

【参考】確認事項

- 1 名簿の管理について（道路運送法施行規則：第五十一条の二十九）
運送を必要とする理由の確認、旅客の範囲の届出状況、保管方法等の確認を行いました。
- 2 車両について（道路運送法：第七十九条の二三号）
登録台数と現在使用している車両に相違はないか、車両の損害賠償保険の確認、持込車の使用契約書の確認を行いました。
- 3 安全な運転の確認について（道路運送法施行規則：第五十一条の二十二 1 号から 3 号）
安全な運送を行っていただくために、運送前に確認すべき事項が実施されているか確認を行いました。
- 4 乗務記録について（道路運送法施行規則：第五十一条の二十二 4 号）
乗務の開始及び終了の地点、経過地点、乗車距離等必要事項を記載、保管しているか確認を行いました。

- 5 運転者台帳について（道路運送法施行規則：第五十一条の二十三）
運転者ごとの記録・必要事項の記載について確認を行いました。
- 6 事故について（道路運送法：第七十九条の十、道路運送法施行規則：第五十一条の二十五２号）
事故が発生した場合の連絡体制および記録を確認しました。
- 7 苦情について（道路運送法施行規則：第五十一条の三十）
利用者からの苦情の記録・保管、連絡体制について確認しました。
- 8 表示・掲示の義務について（道路運送法施行規則：第五十一条の二十七、第五十一条の二十八）
運送を行う際に車内の表示または掲示、標章が車両の両側面に表示されているか等の確認を行いました。
- 9 料金表について（道路運送法：第七十九条の八、道路運送法施行規則：第五十一条の十四）
料金表の内容が変わっていないか、料金の変更は運営協議会での合意が必要であることを確認しました。